

〔特集〕子どもの話を聞いていますか？―意見表明と参画のススメ

教育の目的は「その人らしさの開花」

—自分のために行動する力を支えるフランスの福祉と教育



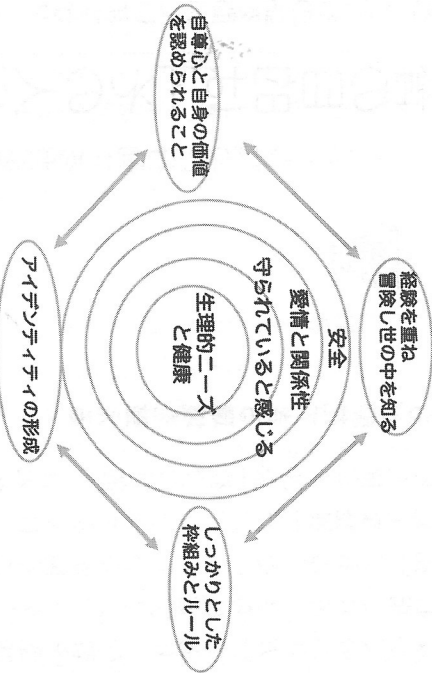
安發明子

子どもが開花できる環境を整える

世界人権宣言26条「教育の目的」。日本政府訳では「人格の完全な発展」だが、フランス語では「その人らしさの開花」である。その人らしい花が開くことを支える教育が目指される。さらに、教育（エデュケーション）は「社会のなかでのあり方」であり、学習を意味するスコレールと区別される。不登校、ひきこもり、自殺の多さなど日本では「社会のなかでのあり方」について苦しむ子どもが多くいるにも関わらず、エデュケーションを担う専門職がない。フランスのエデュケーターは国家資格で

あり、一般の保育や学校より包括的なサポートが必要な際に登場する職業だ。親子がより気持ちよく日々過ごせるよう支える役割である。一般の学校にはいないが、在宅教育支援機関という全国にある県の児童保護予算で運営されている機関で一人が3から14の家族を担当して家庭に通ったり、放課後に子どもたちが通う機関にいたり、路上エデュケーターという形で地域内を巡回していたりする。社会生活テクニシャンと言ってもいいかもしれない。エデュケーターは子どもの権利条約3条の「子どもにとっての関心」(interestは「関心」なので「利益」とは訳さない)と「ウェルビーイング」を保障することを目

指す。フランス保健省は2017年に「子どものニーズ指標 (fundamental needs of a child)」を提示しており、全国においてニーズの判断には同じ指標が使われる。



フランス保健省「子どもに必要なこと報告書」2017

だけに押し付けるのではなく、具体的に支え、一緒に取り組み。面談で相手が改善するように求めるのは暴力的だ。相手にできないことを望むのは暴力、相手の代わりにもすることも暴力である。その間の、相手を中心に、補助的に支えるというバランスを模索することが専門性だ。専門職は知識ではなく相手を中心にできる、家族の歴史と文化を尊重しながらも法律や子どもの権利が守れる方法を紡げるというあり方なのだ。親とともに子どもが開花できる環境を整えていく。そして、親子分離するような事態があつたとしても、親が教育において中心的な役割を担い続けられるようエデュケーターたちは支える。親子分離の際に親子が会う頻度や方法は子ども専門裁判官が決めるが、子どもが望む限り基本的に最初の週から家族と会つたり帰宅したりするので、親が得意とする料理や釣りを子どもと一緒にする時間をオーガナイズするなど子どものニーズをどのように親が満たせるかを工夫する。虐待が基準になると、「虐待した親」ということになり親子ともに挫折経験をさせるが、エデュケーターたちは親が「愛の証拠」を積み重ねることを手伝い、親子の歴史がより良いものになっていくことを目指す。

行動する力を支える

このようにフランスの子どもの権利保障を目的とした集中的、個別の支援はフランス特有のものであり、アメリカやイギリスのリスクマネジメント支援や、北欧の普遍的支援モデルに比べても特徴的である。

自身の希望、そのために何をしたいかを表現できる条件を整えることもエデュケーターの大事な役割である。子どもは生まれたときから表現している。大人が注意深く観察し、言葉をあてはめることで、子どもはより正確に自身の気持ちを表現できるようになる。新生児のときからコミュニケーションを育てるのは大人の役割なのである。子どもが自分の気持ちを理解できるようにになれば、なぜその気持ちになつたのか分析し、解決できるようになる。助けも求めやすくなる。しかし、気持ちを理解する言葉を持たないと、不快な気持ちが続いたときに解決策が考えられず無力感を覚える。子どもが学校で無口であり、安全のニーズが満たされていないのではないかとエデュケーターによるサポートが始まつたケースがあつた。

重要や哲学や価値をしっかりと示すことは工夫である。「週末に終日ゲームをすることは子どもの成長に好ましくない」という言い方では親子の反発を招くことになる。しかし、「経験を重ね冒険し世の中を知る」「自尊心と自信の価値を認められること」が重要なニーズだが、どんな方法があるだろうか? という問いかけであれば、親は子どものより良い成長を望むし、子どもも他にどのような選択肢があるか関心を持つ。子どものニーズ指標をもとに判断するため「虐待のアセスメント」といった物々しい、誰も受けたくないような手続きは存在しない。普段親子と関わりのある機関の専門職がニーズを満たせるよう親を支え、他のサービスを紹介するだけでなく実際に試すのを支え、それでも状況が改善しない、親が参加しない、子どものニーズの状況が確認できない際には子ども専門裁判官が支援やケアを命令することもする「アセスメントと判断」ではなく、話し合いながら、親子にとって良い方法を探すプロセスそのものを重視している。親自身の力になるつもりであることを伝え、子どものニーズを中心に親と話し合うこと、そして親を尊重することがスタート地点となる。そして、方法を提案して親

エンゾ(仮名)は平日父と暮らし、週末は母のところ
で暮らす生活をしていて、エデューケーターと二人で話
すときも父に話が聞けないか、父に話が伝わらないか
非常に怖がった。父が「自分の教育が成功していること
を証明したい」とエンゾを夜遅くまで勉強させているこ
とがわかり、エンゾの二一ズを父に伝える役割をエデュー
ケーターは担った。エンゾと父と山歩きをしながらエ
デューケーターが「両親のことをそれぞれ同じくらい好き
でいていいんだよ」と伝えたりするなかでも大きな契機
になったのは、長期休暇中2週間里親宅で過ごしたこと
だった。初めて違う家庭で、違う環境で育つ子どもたち
と毎日過ごし、帰ったころには父のことも母のことも
エーモアをもって批判さえできるようになっていた。父
の期待に応えるプレッシャーと母に父宅にすることをな
じられる辛さに耐える暮らしから、父にも母にも自分の
希望を言い、心理的に距離を置けるようになった。学校
からは笑顔が増えたと言われた。「無口な性格」として
見過ごしていたら、エンゾの二一ズはいつまでも満たさ
れないまま成長することになっていたのではないだろう
か。このようなエデューケーターによる支えは『タラの

子どもとの関わりにおいて重視している。さらに、1年に
10時間、それぞれのクラスに二一ズに応じた方法で授業
時間も確保されている。コロナ後に未成年の心理的不調
が増加していることを受け、8の省が3歳から5歳を対
象にした15年計画に調印した。つまり、2036年に成
人する若者たちは皆が心理的社会的能力を身につけてい
ることを目指している。社会課題として認識し手を打つ、
ということは国の戦略として実現しようとしている。2
000年に日本とフランスの自殺率が同程度だったが、
その後の20年で日本は倍増させ、フランスは半減させた
のも、都度、社会課題に具体的に向き合った結果だろう。
それは理念を掲げるだけではない。国は心理的社会的
能力についても310ページにも及ぶ具体的な教材キッ
トを作成しており、教育委員会が各学校での取り組みを
学校看護師を通して報告させている。学校での時間が目
尊心や自信が育つ機会になるよう、グループ作業でお互
いの良さを認め合う関係性が築けるよう教師は支え、失
敗を怖がらず挑戦できることを支える。学校の成績や学
習の生産性が人の価値ではないことを生徒に伝えるため、

夢見た家族生活』に詳しいので参照されたい。

エデューケーターは子どもに対しささまざまなシチュエー
ションをつくり、話す機会をつくる。特に包括的な状況
を聞く方法は訓練されているので、文末にフランスで使
われているツールを紹介する。「子どもの声」「子ども
どもにとつての関心」ではない。子どもが表現できるよ
う支えることは大前提として、子どもの表明に大人が従
い、子どもが自分の人生を大人のように決めるわけでは
ない。子どもは大人が支える必要があるからこそ大人と
は違う法的的位置付けがされている。大人は「子どもの二
一ズ指標」をもとに子どもと話し合い、教育の責任を担う
大人の立場で子どもの二一ズが叶う方法を用意し、子ども
の権利を保障しなければならない。

社会のなかで居心地よく生きるための教育

「子どもの声を聞く」のみならず、それができる条件を
整える。WHOは心理的社会的能力を1994年に定義
し、フランス保健省も「行動する力を強化し、精神的ウェ
ルビーイングを維持し、建設的なやりとりを發展させる
ことができる能力」として学校教育のすべての授業や子

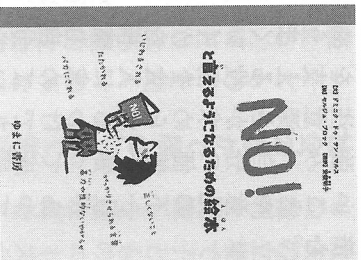
全体のなかでの生徒の評価ではなく、学年の最初から現
在までの本人の成長を評価とする。うまくいく方法は人
によって違うので、生徒たちが、自分はどういうようにした
らうまくいくかを模索し自分なりの方法を見つけること
を支える役割を大人に求めている。教師たちの柔軟性と
注意深さが求められるわけである。子どもたちが自分の
強み、自分の価値を知って成長できれば、うまくいかな
いことや意見の不一致があっても、ダメージを受けずに
済む。

さらに、道徳教育の代わりに市民教育がおこなわれて
いる。子どもに関する法律を学び、正しくない状況でど
のように行動できるかロールプレイなども行うことで
先ざき自分で自分を守ったり誰かを助けられる「市民」
になることを求める。「子どもは両親に会う権利がある。
両親が離別して、片方が片方に会わせない場合、片方が
子どもにプレッシャーをかけて、会いたくないと言わせ
る場合」「自分に適した学び方が今の学校で受けられて
いないと感じる時」など、法律を知ること、正しくな
いときは正されるという安心感を持つことができる「親
が子どもの教育と保護を十分担えない場合、これは親の

シヨンがとれていること、子どもの表現が重きをもって受け止められる環境があること。たくさんの方の積み重ねのなかで初めて前進できるものであろう。どの国も、人権と尊厳が守られ、誰もが生きやすい社会を目指し工夫を重ねている。フランスもたくさん失敗し、反省を重ね、新たな工夫に着手している。人権と尊厳が守られるための「文化」をつくっていききたい。

〈参考文献〉

・『NO!と言えるようになるための絵本』文・ドゥ・サン・アルス、絵・セルジュ・フロツク、翻訳・安發明子（ゆまに書房 2025年4月）



・フランス国立公衆保健庁作成「心理的社会的能力」日本語訳
<https://akikoawa.com/wp-content/>

せいでではなく、親は支えてもらうことができる」など書かれていることで偏見なく福祉を権利として理解することができ、法律のなかで自分たちが生きていることを学んでいれば、大人が言うことに漠然と従い、突然子どもを権利を学んでもピンとこない、ということを防ぐことができないのではないだろうか。

子どもの権利についての学習の目標を国は「矛盾に気づき批判できるようにすること」としている。教育省は学校に行く理由を「聡明で自由を得た市民になるため」

であるという。自分で情報収集し考え、意見を言うことができるように。自分で情報収集し考え、意見を言うことができるようになる。自分で判断できて初めて自由でいられる。自由であることで市民として生き行動することができる。

リスク行動の背景として、自尊心の低い状況に、不意の出来事があり、頼れる大人がいなくてリスク行動が唯一の答えだと思ってしまうというメカニズムがある。子どもの権利が守られる社会をつくるには、子どもの自尊心が育つ大人の関わりと教育があること、子どものまわりに頼れる大人たちがいて日々子どもとコミュニケーション